監査基準報告書 510「初年度監査の期首残高」の改正について

2025 年 7 月 17 日
日本公認会計士協会

新	旧
監査基準報告書 510 **初年度監査の期首残高** 2011 年 12 月 22 日 改正　2014 年 4 月 4 日 改正　2015 年 5 月 29 日 改正　2019 年 2 月 27 日 改正　2020 年 4 月 9 日 改正　2021 年 1 月 14 日 改正　2021 年 8 月 19 日 改正　2022 年 10 月 13 日 改正　2023 年 1 月 12 日 最終改正　2025 年 7 月 17 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 （報告書：第 21 号） **《Ⅰ　本報告書の範囲及び目的》** （省　略） **《Ⅱ　要求事項》** （省　略） **《Ⅲ　適用指針》** （省　略） **《Ⅳ　適用》** （省　略） 以　　上	監査基準報告書 510 **初年度監査の期首残高** 2011 年 12 月 22 日 改正　2014 年 4 月 4 日 改正　2015 年 5 月 29 日 改正　2019 年 2 月 27 日 改正　2020 年 4 月 9 日 改正　2021 年 1 月 14 日 改正　2021 年 8 月 19 日 改正　2022 年 10 月 13 日 最終改正　2023 年 1 月 12 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 （報告書：第 21 号） **《Ⅰ　本報告書の範囲及び目的》** （省　略） **《Ⅱ　要求事項》** （省　略） **《Ⅲ　適用指針》** （省　略） **《Ⅳ　適用》** （省　略） 以　　上

新	旧
・　本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －　倫理規則（2022 年７月 25 日変更） （修正箇所：第１項） －　監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年７月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・　本報告書（2023 年１月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －　監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年１月 12 日改正） ・　本報告書（2025 年７月 17 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －　監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年９月 26 日改正）	・　本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －　倫理規則（2022 年７月 25 日変更） （修正箇所：第１項） －　監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年７月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・　本報告書（2023 年１月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －　監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年１月 12 日改正）
（省　略）	（省　略）
《付録　除外事項付意見の監査報告書の文例》（A6 項参照） （省　略） **《文例１》** （省　略） **独立監査人の監査報告書** ［宛先］ ［監査報告書の日付］ ［○○監査法人］ ［事業所名］ ［監査人の氏名］ **＜財務諸表監査＞**（注１） （省　略） **限定付適正意見の根拠** 当監査法人は、×1 年６月 30 日に監査契約を締結したため、当事業年度の期首における棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、×0 年 12 月 31 日時点に保有する棚卸資産××百万円の数量に関して、他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。 期首の棚卸資産は、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるので、当監査法人は、損益計算書に計上されている利益や、キャッシュ･フロー計算書に記載されている営業活動による正味キャッシュ・フローに関して、何らかの修正が必要かどうかについて判断すること	**《付録　除外事項付意見の監査報告書の文例》**（A6 項参照） （省　略） **《文例１》** （省　略） **独立監査人の監査報告書** ［宛先］ ［監査報告書の日付］ ［○○監査法人］ ［事業所名］ ［監査人の氏名］ **＜財務諸表監査＞**（注１） （省　略） **限定付適正意見の根拠** 当監査法人は、×1 年６月 30 日に監査契約を締結したため、当事業年度の期首における棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、×0 年 12 月 31 日時点に保有する棚卸資産××百万円の数量に関して、他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。 期首の棚卸資産は、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるので、当監査法人は、損益計算書に計上されている利益や、キャッシュ･フロー計算書に記載されている営業活動による正味キャッシュ・フローに関して、何らかの修正が必要かどうかについて判断すること

新	旧
ができなかった。この影響は・・・・・・・である（注３）。したがって、財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。 　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 （省　略）	ができなかった。この影響は・・・・・・・である（注３）。したがって、財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。 　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 （省　略）
（省　略）	（省　略）
《文例２》	**《文例２》**
（省　略）	（省　略）
独立監査人の監査報告書 ［宛先］ ［監査報告書の日付］ ［〇〇監査法人］ ［事業所名］ ［監査人の氏名］ **＜財務諸表監査＞**（注１） （省　略） **財政状態に対する監査意見並びに経営成績及びキャッシュ・フローの状況に対する限定付適正意見の根拠** 　当監査法人は、×年×月×日に監査契約を締結したため、当事業年度の期首における棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、×年×月×日時点に保有する棚卸資産××百万円の数量に関して、他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。 　期首の棚卸資産は、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるので、当監査法人は、損益計算書に計上されている利益や、キャッシュ･フロー計算書に記載されている営業活動による正味キャッシュ・フローに関して、何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。この影響は・・・・・・・である（注３）。したがって、財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。 　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載	**独立監査人の監査報告書** ［宛先］ ［監査報告書の日付］ ［〇〇監査法人］ ［事業所名］ ［監査人の氏名］ **＜財務諸表監査＞**（注１） （省　略） **財政状態に対する監査意見並びに経営成績及びキャッシュ・フローの状況に対する限定付適正意見の根拠** 　当監査法人は、×年×月×日に監査契約を締結したため、当事業年度の期首における棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、×年×月×日時点に保有する棚卸資産××百万円の数量に関して、他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。 　期首の棚卸資産は、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるので、当監査法人は、損益計算書に計上されている利益や、キャッシュ･フロー計算書に記載されている営業活動による正味キャッシュ・フローに関して、何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。この影響は・・・・・・・である（注３）。したがって、財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。 　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載

新	旧
されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、財政状態に対する無限定適正意見、並びに経営成績及びキャッシュ・フローの状況に対する限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 （省　略） （省　略） 以　　上	されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、財政状態に対する無限定適正意見、並びに経営成績及びキャッシュ・フローの状況に対する限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 （省　略） （省　略） 以　　上

以　　上